

学校体育施設開放事業、講堂設備使用事業、夜間開放事業における
警報発令時の学校体育施設使用及び熱中症防止について

1. 警報発令時の対応について

・市内に下記の警報が発令されている場合、各校の体育館等は避難所になる場合もあることから、体育館（講堂）、グラウンドは下記（１）（２）のとおり使用中止となります。

大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報、暴風警報、大雨特別警報、暴風特別警報

※大雨警報（土砂災害）だけの場合は該当しません。

（１）体育館

【９時～１７時に使用予定の場合】

- ① ８時時点で上記警報が発令されている場合
使用中止とします。
なお、８時以降に上記警報が解除されたとしても、その日は使用中止とします。
- ② ８時以降に上記警報が発令された場合
発令時点で使用中止とします。
以降解除されたとしても、その日は使用中止とします。

【１７時以降に使用予定の場合】

- ① １７時時点で上記警報が発令されている場合
使用中止とします。
なお、１７時以降に上記警報が解除されたとしても、その日は使用中止とします。
- ② １７時以降に警報が発令された場合
発令時点で使用中止とします。
以降解除されたとしても、その日は使用中止とします。

（２）グラウンド（全使用時間について）

- ① ８時時点で上記警報が発令されている場合
使用中止とします。
なお、８時以降に上記警報が解除されたとしても、その日は使用中止とします。
- ② ８時以降に上記警報が発令された場合
発令時点で使用中止とします。
以降解除されたとしても、その日は使用中止とします。

ただし、グラウンドについては、上記警報発令の有無にかかわらず、グラウンドの状態が悪ければ使用不可です。

（３）上記警報は発令されていないが台風の接近が予見できる場合など

事前に使用中止を決定する場合があります。

その際は運営委員長（事務担当者）様、講堂設備使用団体代表者（事務担当者）様及び夜間照明使用団体代表者（現場責任者）様あてに、メールでお知らせします。

（４）緊急の場合は、お電話で連絡します。

2. 熱中症防止について

気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施してください。特に、暑さ指数が「危険」となっている場合は、活動の中止や、見直し等柔軟に対応を検討してください。

活動前、活動中、終了時にこまめに水分や塩分を補給し、休憩をとるとともに、健康状況の把握に努めてください。

【参考】環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

※暑さ指数(WBGT)についても掲載されています。(別紙1参照)